

大口 OTC 取引説明書

オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が取扱う暗号資産現物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、暗号資産店頭取引による大口 OTC 取引（以下、「本取引」といいます。）を開始する場合又は継続して行う場合には、以下に掲げる「契約締結前交付書面」を熟読してください。

- 大口 OTC 取引説明書（以下、「本説明書」といいます。）
- 利用規約
- 暗号資産現物取引説明書

暗号資産を利用する際の注意点

- 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。
- 暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。
- 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産の持つ話題性を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。
- 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

当社概要

■暗号資産交換業者の商号及び住所並びに登録番号

【商号】 オーケーコイン・ジャパン株式会社

【住所】 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番10号5階

【登録番号】 暗号資産交換業者 関東財務局長 第00020号

■加入する協会

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

目次

大口 OTC 取引説明書.....	1
暗号資産を利用する際の注意点.....	1
当社概要.....	1
暗号資産取引のリスク等重要事項.....	3
本取引のルール及び概要.....	6
1. 取引の様態.....	6
2. 取引方法.....	6
3. 取り扱い暗号資産.....	6
4. 取引要綱.....	6
5. 取引銘柄.....	7
6. 本取引の口座について.....	7
7. 前受制度.....	7
8. 注文の指示.....	7
9. 注文の種類と執行方法.....	8
10. 取引日.....	8
11. 約定の訂正.....	8
12. 取引価格の急変防止措置.....	9
13. 暗号資産現物取引手数料.....	9
14. 取引等の確認及び報告.....	9
15. 債務の履行に関する方針.....	9
16. 課税上の取扱いについて.....	9
17. 苦情及び紛争の相談窓口.....	9
附則.....	10
別紙「取扱い暗号資産の概要説明書」	

本説明書は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条及び第 22 条の規定に基づき、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。

暗号資産取引のリスク等重要事項

暗号資産取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に暗号資産取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、暗号資産取引のリスク、仕組、特徴について十分に理解し、納得された上で口座開設の手続きを行って頂きますようお願いいたします。なお、下記のリスクは、暗号資産取引の典型的なものについて概要を説明するものであるもので、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。暗号資産が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起こりうること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、予めご認識ください。

1. 暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との相違：当社が取扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されているものではありません。
2. 価格変動リスク：本取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。暗号資産の価値は、暗号資産取引の需給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の暗号資産の相場状況、また、予期せぬ特殊な事象等により暗号資産の価格が急激に変動し、大きく下落する可能性があり、結果として、お客様の保有する暗号資産の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。また、法定通貨との交換が完全に停止する措置がとられる等の場合、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。
3. 営業時間外リスク：当社の営業時間外（システムメンテナンス時間を含みます。）においては、お客様は取引ができない状況が発生いたします。営業時間外において暗号資産価格が大きく変動する可能性があることを予めご認識ください。暗号資産の取引ができない場合について、当社はその一切の責任を負いません。
4. サイバー攻撃のリスク：当社が提供する暗号資産取引は、電子情報処理組織を用いて取引及び管理を行うため、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃により、暗号資産の一部又は全部が盗難、窃盗、損壊、滅失する可能性があります。過去に、日本の取引所がハッキング被害により暗号資産やお客様情報・パスワードが盗難された事例があります。結果として、連鎖的に他の取引所からも暗号資産の盗難が発生し、暗号資産価格が著しく下落しました。当社としては、同様の事象に対して十分なセキュリティ対策を行っておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、システムサーバー稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うことがあることをご認識ください。

5. システムリスク：「サイバー攻撃のリスク」を含めた外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認及び取消し等が行えない可能性があります。当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害等による機会損失（例：お客様の注文が受注できず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができません。また、当社のシステムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。
6. 喪失及び流出のリスク：暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、お客様の意思に関わらず移転されるおそれがあります。
7. 流動性リスク：本取引は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。
8. 決済完了性がないリスク：暗号資産における取引は十分な取引確認までに保留状態が続く場合があります。お客様が暗号資産を当社に送付される場合において、暗号資産の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて十分な取引確認が取れ、また、当社での確認が行われるまで当社のお客様の残高へ反映が完了いたしません。お客様の取引が暗号資産の保有・移転管理台帳記録者のネットワークにおいて否決される場合、暗号資産の価値を喪失する可能性があることを予めご認識ください。
9. ハードフォークによる分岐リスク：ハードフォークにより暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、当社の判断で分岐前の暗号資産の預入及び送付を制限することや取引を一時中断することがあります。ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合でも、その取扱い方法は当社が独自に定めるものとし、①当社が安全性等を確認するためハードフォークの直後には分岐した暗号資産を付与しないこと、②当社が適切でないと判断した場合には、分岐した暗号資産を当社は取り扱わずお客様に付与されない場合があることを予めご了承ください。当社は、ハードフォークに関連する暗号資産の預入及び送付並びに売買の一時中断、分岐した暗号資産の付与が行われなかったことにより、お客様に発生したいかなる損失も一切の責任を負いません。
10. 51%リスク：悪意ある者がマイニング計算量の51%以上を有した場合、暗号資産の保有・移

転管理台帳記録者のネットワークが前提としている認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。

11. 破綻リスク：外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。万が一、当社が事業を継続できなかった場合、お客様の資産については、破産法、会社更生法、民事再生法、会社法等に基づき手続きが行われます。なお、お客様からお預かりした金銭については、信託会社と信託契約を締結し、金銭信託による区分管理を行います。ただし、お客様が当社に入金を行ってから金銭信託による区分管理が行われるまでの間は金銭信託による区分管理の対象とならず、お客様に返還できなくなり、損失が生じる可能性があります。また、暗号資産については、当社の資産とは分別して管理しておりますが、信託保全等の措置はとられておらず、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。
12. 法令・税制変更リスク：将来的に法令・税制変更が改正される可能性があります。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、結果として、暗号資産の保有や取引が制限される可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、予めご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても一切の責任を負いません。
13. スリッページリスク：発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システム間の通信及び、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、成行注文は約定処理を行うサーバーに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効される場合があります。

本取引のルール及び概要

1. 取引の様態

大口 OTC 取引：資金決済法第 2 条第 15 項第 1 号に定義する暗号資産の売買

2. 取引方法

本取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様自身の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ウェブサイトでご確認ください。なお、当社の推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。また、本取引は当社の用意するサーバー上にある取引システムを利用して行われることを原則とし、当該取引システムの改変及び当該取引システム以外の使用を禁止いたします。

3. 取り扱い暗号資産

本取引において当社が取り扱う暗号資産は下記のとおりです。

- ・ビットコイン (BTC)
- ・イーサリアム (ETH)

※取り扱い暗号資産の概要及び特性については、別紙「取り扱い暗号資産の概要説明書」をご確認ください。

4. 取引要綱

大口 OTC 取引

本取引は、暗号資産の現物取引を取扱います。お客様の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、取引価格、注文数量、受付時間等は通常の売買とは異なり、個別の取引で決定いたします。

取引の種類	暗号資産現物取引
取引方法	インターネット
取引方式	大口 OTC 取引 (店頭取引)
取引銘柄	BTC/JPY、ETH/JPY
取引時間	24 時間 365 日
	システムメンテナンス システムメンテナンス実施日時は、当社ウェブサイト等でご案内いたします。システムメンテナンスの間は、一部のサービスもしくは全サービスをご利用できません。 ※システムメンテナンス時間は、状況により短縮又は延長する場合があります

	ります。
取引上限	無し
注文の種類	クオート注文 「9.注文の種類と執行方法」をご参照ください。
注文のキャンセル	クオート注文はキャンセルできません。
取引価格	お客様の指図に従い、「9.注文の種類と執行方法」に示す当社所定の方法によって提示した価格に対し、お客様が同意することで決定されます。
取引受渡日	即時受渡（約定日と同日）
カバー取引	お客様との取引から生じる価格変動リスクを回避するために、当社暗号資産取引所又は Li Canal Holdings Limited とカバー取引を行っております。

5. 取引銘柄

本取引の対象となる取引銘柄、取引単位、一回あたりの最小・最大注文数量は下記の通りです。取引銘柄は、2つの通貨を組合せて一つの銘柄とした通貨ペアで表示されます。左側の通貨1単位あたりの価格が右側の通貨をもって表示されます。

大口 OTC 取引

取引銘柄	取引単位	最小注文数量	最大注文数量
BTC/JPY	0.00000001	0.00005	10 超から応相談
ETH/JPY	0.00000001	0.0005	100 超から応相談

※ 取引画面に表示される円価格及び入力可能な円代金は、小数点以下2桁までとなります。

※ 日本円か暗号資産かに関わらず、小数点以下9桁以降は切り捨てとなります。

※ 受付可能な最小注文数量と最大注文数量は、流動性やカバー取引先の状況により変動します。

6. 本取引の口座について

入出金口座

本取引の利用者ごとに開設される、当社への預け入れ金銭及び暗号資産を管理する口座です。本取引の現物取引口座ともなります。

7. 前受制度

当社では「前受制度」を採用しています。本取引は、日本円又は暗号資産の口座内残高の範囲でご注文を承ります。

8. 注文の指示

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。暗号資産の購入及び売却には最小注文数量及び最大

注文数量があります。「5.取引銘柄」にてご確認ください。

大口 OTC 取引

- ① 注文する銘柄
- ② 購入・売却の別
- ③ 注文数量又は注文代金

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- ① 購入又は売却に必要な金銭又は暗号資産量が不足している場合
- ② 当社システムのメンテナンス中や、システム障害等の予期せぬ事象が発生した場合
- ③ 当該注文が本説明書等に適合しておらず、又は違反している場合
- ④ 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合

9. 注文の種類と執行方法

お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、当社との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。暗号資産の売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に暗号資産の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。お客様は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

クォート注文

お客様が、取引銘柄、注文代金又は数量、売買の別を指定した上で、大口 OTC 取引専用画面に提示される価格（クォート）を確認し、同意して発注を行う注文方法です。あらかじめ提示された特定の価格での取引成立を目的としており、お客様が同意した価格で約定処理を行うため、成行注文のように画面表示価格から乖離した価格で約定（スリッページ）することはありません。なお、提示価格には 10 秒間の「有効期限」が設けられており、お客様の同意から当社システムへの注文到達までに当該期限が経過した場合は、注文は成立せずに失効します。

10. 取引日

本取引の取引日は、前日 16 時から当日 16 時までを一取引日とします。

11. 約定の訂正

当社のシステム障害等により本来あるべき価格で約定しなかった場合、お客様が当社の指定する方法以外の方法により注文を行った場合、その他不正な手段等によって本取引が成立し、本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生したと当社が判断した場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消をさせていただく場合があります。

12. 取引価格の急変防止措置

本取引では、相場急変時やカバー取引先の状況に変更が生じたこと等により、適切な価格提示の維持が困難となる場合、お客様の同意から当社システムへの注文到達までに提示価格が失効する頻度が著しく高まる場合、または提示価格が市場実勢から異常に乖離したと判断した場合には、当社の判断により注文及び取引を一時中止することがあります。

13. 暗号資産現物取引手数料

大口 OTC 取引

本取引における取引手数料は無料です。

14. 取引等の確認及び報告

注文の成立や金銭の入出金、暗号資産の入出庫等の状況（以下、「取引等」といいます。）は、取引画面で確認することができます。また、取引等の内容をご確認いただくため、成立した取引等の内容及び期間の末日における残高を記載した報告書を作成し、毎月1回、電磁的方法によりお客様に交付します。これらの報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

15. 債務の履行に関する方針

当社に対するサイバー攻撃等の結果、お客様の暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因してお客様から預託を受けた暗号資産が漏えい（以下、「漏えい事案」といいます。）した場合には、お客様が被った損害に対して、分別管理する自己の同種・同量の暗号資産により債務の履行に努めます。お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を、分別管理する自己の同種・同量の暗号資産をもって履行することができない場合には、漏えい事案が発生した時点においてお客様が被った損害を適切に回復できるよう、個別具体的な漏えい事案に応じ、可及的速やかに債務の履行を行うこととし、債務の履行方法（暗号資産又は金銭のいずれによる債務の履行かを含むがこれに限らない）は、暗号資産の種類ごとに、その調達の高難性、漏えい事案後の値動き、その他関連する事情を踏まえて決定します。

16. 課税上の取扱いについて

本取引に係る利益は、雑所得として総合課税の対象となります。詳細については、税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

17. 苦情及び紛争の相談窓口

当社の相談窓口へのご相談

当社サービスに関する苦情・相談につきましては以下の窓口にて受け付けています。

オーケーコイン・ジャパン株式会社 マーケティング部（カスタマー・サポート担当）

所在地：東京都港区虎ノ門一丁目2番10号5階

連絡先 : support@okcoin.jp

受付時間 : 24 時間 365 日

認定資金決済事業者協会へのご相談

当社が加入する認定資金決済事業者協会においても苦情・相談を受け付けています。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

お問い合わせウェブサイト : <https://jvcea.or.jp/contact/>

所在地 : 東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 4F

連絡先 : 03-3222-1061

取扱時間 : 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (土・日・祝・休日、年末・年始を除きます。)

紛争解決措置

当社とお客様との紛争を解決するための手段として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターへのあっせん・仲裁の申立を利用することができます。また、当社が加入する一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の苦情相談窓口を利用することが可能です。

紛争解決支援機関へのご相談

お客様は、本取引に関する苦情・紛争の解決のために、以下の紛争解決支援機関をご利用いただくことも可能です。

東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」

所在地 : 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号

連絡先 : 03-3581-0031

第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」

所在地 : 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号

連絡先 : 03-3595-8588

第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」

所在地 : 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号

連絡先 : 03-3581-2249

附則

2026 年 3 月 25 日制定 施行

2026 年 4 月 22 日改定 施行

以上